

患者さんへのご案内

● 未成年(17歳以下)の受診について

当院では未成年者(17歳以下)の受診に際して、保護者または法律上の代理人の方の付き添いをお願いしております。

付き添いが必要な理由

- ・病歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬の確認など、必要な医療情報を確認するためです。
- ・検査や処置のリスクや処方薬の副作用などの理解と判断を保護者に求めるためです。
- ・診療の方針を決める際に保護者の方の判断や承諾が必要です。
(法的には未成年者は保護者の承諾のない契約は取り消すことができるため)

当院の方針

1. 中学生以下

- 1) 原則、保護者の同伴を求めます。
- 2) 担任教師など保護者以外の者が同伴している場合は、同伴者に対して「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること」を確認いたします。
- 3) 保護者以外の同伴者が付き添う場合、同伴者から保護者への診療内容の伝達については、当院では責任を負いかねます。

2. 中学校卒業相当以上 17歳以下

- 1) 保護者が受診を承諾していれば、保護者の同伴なく受診可能です。
保護者に電話を入れ、承諾していることを確認することがあります。
- 2) 同意書を必要とする検査を行う際は、本人の同意と保護者へ連絡し、承諾を得ると共にアレルギーの有無を確認します。

3. 注意事項

緊急時(その場で適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危機があると判断する時)は、保護者の承諾なしに診断・治療を開始致します。

医療法人 みやけ整形外科
院長 三宅 智